平成２３年（フ）第２１３３号
大阪府寝屋川市萱島信和町30番５―304号、住民票上の住所兵庫県洲本市千草乙519番地８
債務者　井上　　敦
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６７号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目３番11―402号
債務者　山崎　一弘
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２９号
横浜市旭区上白根町265番地
債務者　荒木　英実
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４０号
横浜市磯子区西町６－８　Ｊクレスト根岸102号室、住民票上の住所横浜市栄区小山台２丁目19番18号
債務者　田中麻里菜
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５４号
神奈川県大和市福田6093番地
債務者　松浦　芳子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１９号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ５街区５棟501号
債務者　青木美津子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７６０２号
東京都台東区上野７丁目８番１号
破産者　株式会社光輪モータース
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０４１１号
東京都江東区枝川１丁目８―15―608
破産者　金沢文一こと　金　　文一
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９３８号
東京都品川区東五反田１丁目３―２
破産者　西田　純朗
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２５５号
東京都江戸川区北葛西５丁目23―10―205
破産者　古美山道彦
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６４２号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目18番23号
破産者　有限会社マミート
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０８号
相模原市南区相模大野８丁目14番５号
破産者　有限会社湘南産業
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１号
相模原市南区相模台５丁目12番20号
破産者　株式会社ショウナン
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第５６号
富山県魚津市弥源寺179番地の１
破産者　創英建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第２９２号
名古屋市西区牛島町６番１号名古屋ルーセントタワー40Ｆ
破産者　株式会社ＯＮＳＴＹＬＥ　ｉｎｃ
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５６号
愛知県小牧市古雅４丁目６番地７
破産者　株式会社秀商事
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５号
三重県松阪市下村町1359番地52
破産者　八田　時吉
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１２号
三重県松阪市日丘町1380番地６
破産者　畔地　秀郎
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１５６７号
神戸市垂水区小束山２丁目13番15号
破産者　有限会社三友設備工業
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字田中314番地
破産者　有限会社金野組
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部